

(仮訳)

日本国環境省とシンガポール国家環境庁間の  
3R (REDUCE, REUSE, RECYCLE) の促進及び廃棄物管理分野における協力に関する  
基本合意書

日本国環境省とシンガポール国家環境庁は、

- 持続可能な開発の目標を達成するための 3R の促進及び廃棄物管理の分野における相互協力に関する両国間の現存する友好関係及び協議の強化を考慮し、
  - 両国間の現存する友好関係の強化及び 3R の促進及び廃棄物管理の向上に向けた両国共同の約束の強化を望み、
  - アジア地域における資源保護のための対策と戦略の実施の必要性を確認し、
  - 両国の関連法令に沿って、本合意書の下での協力の確実な実施を確認し、
  - 以下の共通理解に到達した。
1. 両者は、3R と廃棄物管理における課題と活動に関して、ハイレベルな対話とパートナーシップを促進する。
  2. 両者は、3R と廃棄物管理における活動を促進するため、知識を共有し、情報を交換し、さらに、産業界、学会及び市民その他関係者の相互間の協力を奨励する。
  3. 両者は、3R と廃棄物管理における活動に関し、アジア 3R 推進フォーラムの会合や関連の活動に積極的に参加する。日本国環境省は、シンガポール政府が 2011 年のアジア 3R 推進フォーラムの第 3 回会合を開催することを歓迎する。
  4. 本基本合意書における協力は、署名した日をもって有効となる。本合意書にある協力が継続している間、または 3 年が経過する期間のうち、どちらか短い期間、この基本合意書は効力を有する。

2010 年 7 月 21 日、シンガポールにおいて署名された。

日本国環境省

シンガポール国家環境庁

大谷信盛  
環境大臣政務官

アンドリュー・タン  
国家環境庁長官